

新潟都市計画下水道の変更
(新潟市決定)

新潟都市計画草水都市下水路を廃止する。

理由

草水都市下水路は、公共下水道による雨水整備を行うため新潟市新津公共下水道へ編入することから、廃止するものである。

新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）

新旧対照表

1.下水道の名称 (草水都市下水路)

—

2.排水区域

名称	面積	備考
(草水都市下水路) —	(約 69ha) —	

「排水区域は総括図表示のとおり」

上段()は元、下段は変更後を示す。

3.下水管渠(雨水)

内訳	位置		区域		備考
	起点	終点	管径・幅員	延長	
(草水1号幹線) —	(新潟市秋葉区滝谷本町) —	(新潟市秋葉区草水町1丁目) —	(2.8m～2.0m) —	(約 850m) —	(放流先 能代川) —
(草水2号幹線) —	(新潟市秋葉区滝谷本町) —	(新潟市秋葉区滝谷本町) —	(1.5m) —	(約 260m) —	
(草水3号幹線) —	(新潟市秋葉区滝谷町) —	(新潟市秋葉区滝谷町) —	(1.1m～0.8m) —	(約 230m) —	

「区域は総括図表示のとおり」

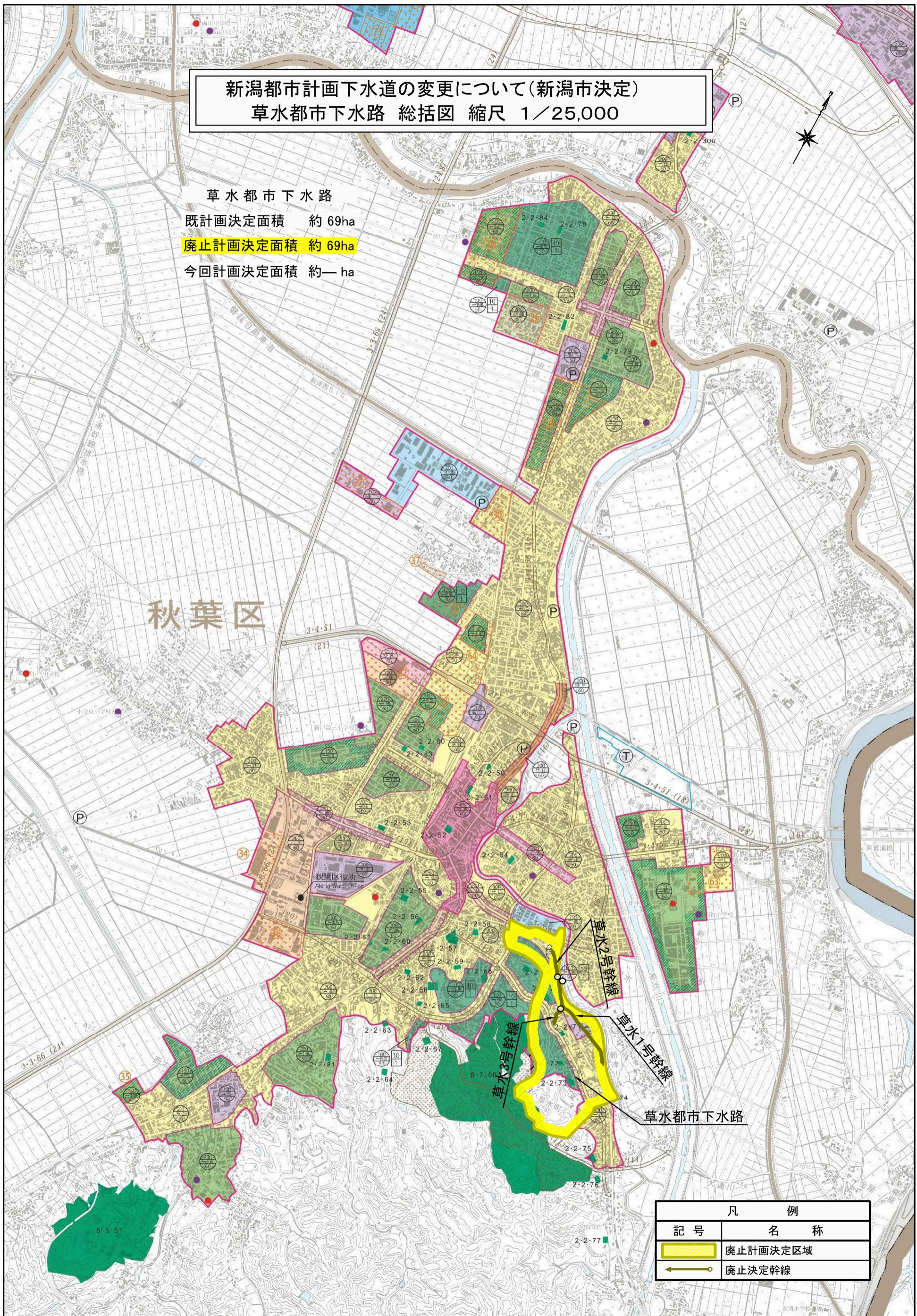
上段()は元、下段は変更後を示す。

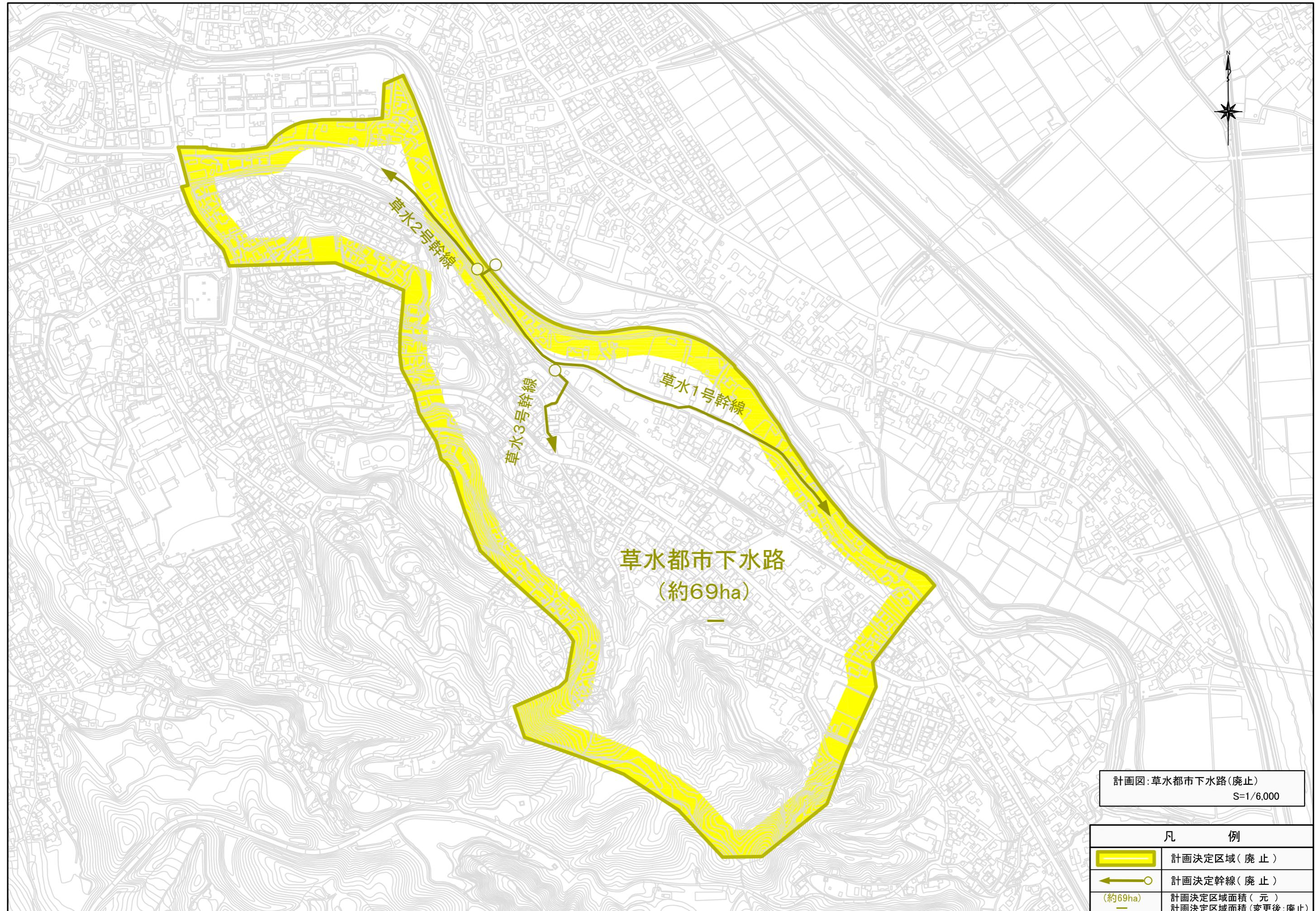
備考欄の(放流先 能代川)は、現在の「新津川」を示す。

都市計画の案の理由書

草水都市下水路は、当排水区の浸水区域の解消をはかり、生活環境の向上を促進するため、昭和 58 年 11 月 5 日に都市計画に位置付け、整備を行っている。

この度、公共下水道による雨水整備を行うため、新潟市新津公共下水道に編入することから、その位置付けを廃止する。





新潟都市計画下水道の変更 (新潟市決定)

新潟都市計画新潟市新津公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 汚水 面積 約 1,414ha
雨水 面積 約 1,066ha

理由

新潟市新津公共下水道は、汚水処理施設の整備と併せて、雨水排除施設の整備を鋭意進めている。

この度、新津草水第1排水区について公共下水道による雨水整備を行うため、新潟市新津公共下水道の排水区域を拡大するものである。

新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）

新旧対照表

1. 下水道の名称 新潟市新津公共下水道

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
新潟市新津公共下水道	汚水 約 1,414ha	新津荻川第1処理分区 約 207ha
		新津荻川第2処理分区 約 36ha
		新津荻川第3処理分区 約 17ha
		新津北上第1処理分区 約 52ha
		新津北上第2処理分区 約 11ha
		新津北上第3処理分区 約 15ha
		新津北上第4処理分区 約 21ha
		新津古田第1処理分区 約 1ha
		新津古田第2処理分区 約 17ha
		新津古田第3処理分区 約 11ha
		新津古田第4処理分区 約 16ha
		新津西部第1処理分区 約 32ha
		新津西部第2処理分区 約 342ha
		新津中部処理分区 約 273ha
		新津新金沢第1処理分区 約 28ha
		新津新金沢第2処理分区 約 36ha
		新津新金沢第3処理分区 約 1ha
		新津東部処理分区 約 100ha
		小須戸処理分区 約 199ha

「排水区域は総括図表示のとおり」

名 称	面 積	備 考
新潟市新津公共下水道	雨水 (約 1,013ha) 約 1,066ha	新津荻川第1排水区 約 40ha 新津荻川第2排水区 約 92ha 新津荻川第3排水区 約 95ha 新津西部排水区 約 232ha 新津中部排水区 約 88ha 新津南部排水区 約 118ha 新津東部第1排水区 約 62ha 新津東部第3排水区 約 3ha 新津東部第4排水区 約 6ha 新津東部第5排水区 約 1ha 新津東部第6排水区 約 3ha 新津東部第7排水区 約 10ha 新津東部第8排水区 約 4ha 新津東部第9排水区 約 2ha 新津東部第10排水区 約 3ha 新津東部第11排水区 約 4ha 新津古津第1排水区 約 14ha 新津古津第2排水区 約 17ha 新津古津第3排水区 約 13ha 新津古津第4排水区 約 6ha 新津古津第5排水区 約 1ha () (—)
		新津草水第1排水区 約 54ha 小須戸第1排水区 約 79ha 小須戸第2排水区 約 7ha 小須戸第3排水区 約 3ha 小須戸新保第1排水区 約 4ha 小須戸矢代田第1排水区 約 52ha 小須戸矢代田第2排水区 約 27ha 小須戸矢代田第3排水区 約 5ha 小須戸矢代田第4排水区 約 6ha 小須戸矢代田第5排水区 約 9ha 小須戸矢代田第6排水区 約 7ha

「排水区域は総括図表示のとおり」

上段()は元、下段は変更後を示す。

3. 下水管渠(分流式)

汚水管渠

内訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
小須戸1号污水幹線	新潟市秋葉区 小須戸字杉行塚	新潟市秋葉区 小須戸字中間木	流域下水道新津 2号幹線へ接続

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位 置	備 考
下興野ポンプ場	新潟市秋葉区下興野町	約 2,350m ²
北上ポンプ場	新潟市秋葉区北上三丁目	約 6,200m ²
工業団地污水 中継ポンプ所	新潟市秋葉区川口字乙	約 130m ²
新町ポンプ場	新潟市秋葉区新町三丁目	約 2,600m ²
結才勝調整池	新潟市秋葉区新津田島字涌田	約 17,700m ²
小須戸污水 中継ポンプ場	新潟市秋葉区矢代田字前谷内	約 170m ²

「区域は計画図表示のとおり」

都市計画の案の理由書

1. 新潟市の将来像における位置付け

本市は、平成 19（2007）年 4 月に本州日本海側で唯一の政令指定都市として新たなスタートを切り、以降、8 つの行政区において、地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを進めてきたところである。その中で、新潟市が目指す都市の姿や、その実現に向けたまちづくりの方向性を共有し、互いに連携・協働しながら取り組んでいけるよう、令和 4 年度に「新潟市総合計画 2030」が策定され、次のように位置付けられた。

新潟市総合計画 2030（※下水道に関連する部分を抜粋）

【基本構想】

● 目指す都市像

◎豊かな社会～共につながり、安心を広げる～

◇都市全体・地域全体で防災・減災力を高め、激甚化・頻発化する自然災害に備えられています

◎豊かな環境～守り、育み、未来へつなぐ～

◇まちなかにも花や緑があふれ、きれいな水や空気に包まれながら、潤いのある生活を送っています

【基本計画】

5 重点戦略

重点戦略 10 安心・安全で災害に強いまちづくり

下水道施設の機能確保と計画的な改築

○下水道施設の老朽化が進む中、安心・安全で、持続可能な下水道サービスを提供するため、予防保全型の維持管理を行うとともに、施設の統廃合を含め計画的な改築を推進します。

雨に強いまちづくりと耐震化・耐水化の推進

○浸水被害の軽減に向け、気候変動の影響や地域の実情を踏まえた整備目標の検討を行うとともに、緊急度が高い地区を優先した浸水対策施設の整備や、自助・共助対策の促進など、ハード・ソフト一体となった総合的な浸水対策を推進します。

○大規模地震や津波、洪水が発生した際、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進します。

6 各分野の政策・施策

分野7 まちづくり・インフラ

政策 15 インフラ 安心・安全で持続可能なインフラの整備

市民の日常生活や社会経済活動を支えるインフラについて、日常的な整備により良好な状態を保つとともに、計画的・効率的な維持保全により、現在だけでなく、将来にわたって全ての市民が安心して暮らせるまちを目指します。

インフラは災害が起きた際にも機能を保つ強靭さが重要であるため、致命的な損傷を受けず、かつ迅速に復旧できる災害に強いまちを目指します。

施策 3 安心・安全で持続可能な下水道の推進

①下水道施設の機能確保と計画的な改築

○下水道施設の老朽化が進む中、安心・安全で、持続可能な下水道サービスを提供するため、予防保全型の維持管理を行うとともに、施設の統廃合を含め計画的な改築を推進します。

②雨に強いまちづくりと耐震化・耐水化の推進

○浸水被害の軽減に向け、気候変動の影響や地域の実情を踏まえた整備目標の検討を行うとともに、緊急度が高い地区を優先した浸水対策施設の整備や、自助・共助対策の促進など、ハード・ソフト一体となった総合的な浸水対策を推進します。

○大規模地震や津波、洪水が発生した際、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進します。

③総合的な汚水処理の推進

○衛生的で快適な市民生活の確保と水環境の保全を図るため、地域の実情に応じて、下水道と合併処理浄化槽の役割分担による総合的な汚水処理を推進します。

2. 都市計画の必要性

機能的で快適な市街地を形成するには、都市計画に基づいた土地利用計画を推進し、将来の発展に備え、都市施設の整備及び計画を進める必要がある。このようなことから、地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全に向け、都市計画事業により下水道を都市施設として整備・維持管理を行うため、都市計画に位置付ける。

3. 位置、区域、規模の妥当性

下水道の都市計画を定める目的は、排水区域及び下水管渠等、全体計画で定められた下水道を都市計画との整合を図りながら位置付け、地域住民に対して明確にすることにある。

新潟市新津公共下水道は、住民ニーズや上位計画と整合を図りながら、根幹的となる都市施設を位置付けており、今回、都市計画下水道の変更を行う位置及び区域を以下に示す。

1) 位置

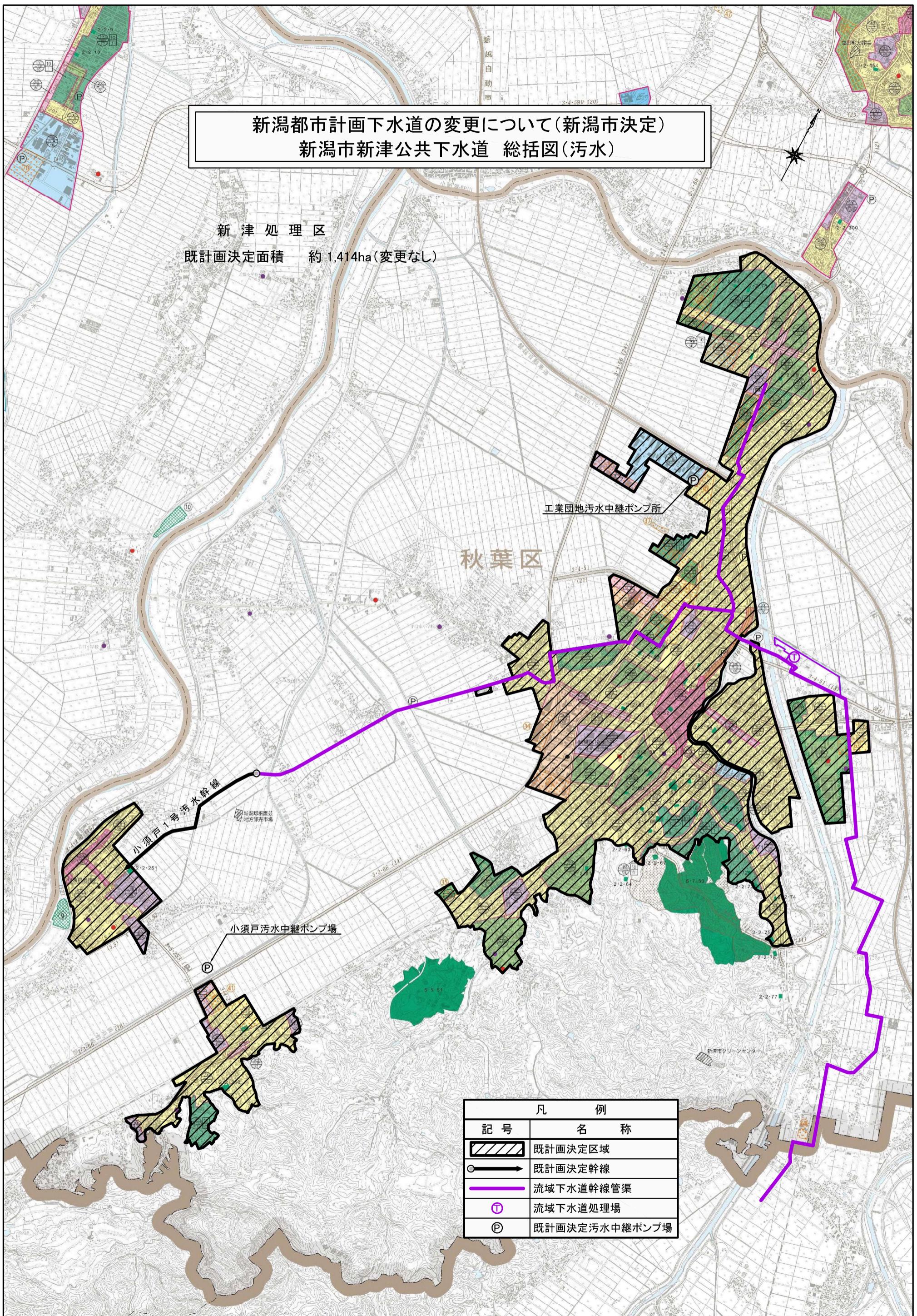
下水道施設は、「3. 下水管渠」及び「4. その他の施設」に位置付けられている。

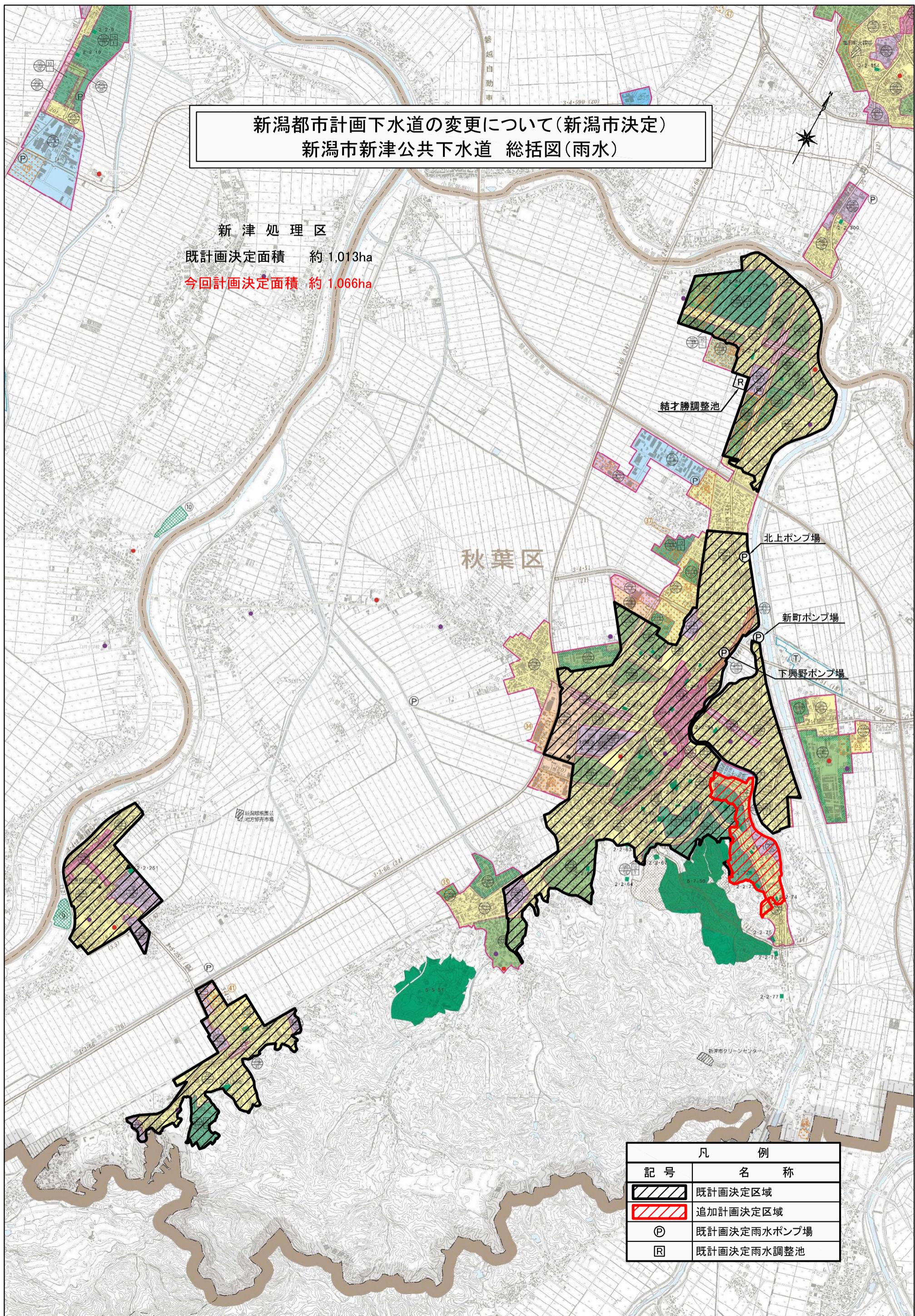
都市施設の位置は、管渠集水における平面計画及び縦断計画を詳細に検討し、現在の位置に決定している。

2) 区域

都市計画決定区域は、「2. 排水区域」に位置付けられている。

都市計画決定の区域は、新津草水第1排水区について公共下水道による雨水整備を行うため、都市計画との整合を図り拡大するものである。





【様式－28 経緯の概要】

都市計画策定経緯の概要

新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）

事　項	時　期	備　考
素案縦覧	令和 6年 8月 21日から 9月 4日まで	
公聴会	令和 6年 9月 19日	意見申出書の提出が なかったため中止
新潟県意見照会	令和 6年 9月 12日	
新潟県意見照会回答	令和 6年 10月 22日	
都市計画案の縦覧	令和 6年 10月 24日から 11月 7日まで	
新潟市都市計画審議会	令和 6年 11月 27日	
新潟県知事協議	令和 6年 12月 上旬	予定
新潟県知事協議回答	令和 6年 12月 中旬	予定
決定告示	令和 7年 1月 下旬	予定